

第2次藤枝市犯罪被害者等支援推進計画

令和5年3月



藤枝市
Fujieda City

目 次

第1章	はじめに	1
1	犯罪被害者等が抱える様々な問題	1
2	藤枝市犯罪被害者等支援推進計画策定の経緯	1
第2章	第2次推進計画の策定方針	2
1	策定方針	2
2	計画の期間	2
3	支援施策の分類	2
4	基本理念	3
5	重点課題	4
6	支援体制	5
7	SDGsの17のゴールに貢献する藤枝市の17の目標	6
第3章	第1次推進計画における取組	7
1	第1次推進計画の概要（基本理念と取組の方向性）	7
2	第1次推進計画での取組実績	7
第4章	重点的に取り組む具体的施策	9
重点項目1	犯罪被害者等に対する各種情報の提供（第7条～8条関係）	9
重点項目2	精神的・経済的支援（第9条～18条関係）	13
重点項目3	関係機関相互の連携（第19条～20条関係）	20
重点項目4	理解の促進（第21条関係）	22
第5章	推進計画の進行管理	24
資料編		
資料1	静岡県内における事件・事故の推移等	26
資料2	藤枝市内における事件・事故の推移等	27
資料3	静岡県内の犯罪被害者等支援実施団体	28
資料4	犯罪被害者等給付金の概要	29
資料5	事件後の刑事手続きの流れ	30
資料6	藤枝市犯罪被害者等支援条例・施行規則	31
資料7	藤枝市犯罪被害者等支援推進委員会	37
資料8	藤枝警察署 被害者支援連絡協議会会則等	40

第1章 はじめに

1 犯罪被害者等が抱える様々な問題

犯罪被害に遭われた方及びその御家族又は御遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、命を奪われる（家族を失う）、けがをする、金品を盗まれるなどの直接的な被害だけでなく、

- 事件に遭ったことによる精神的ショックや身体の不調
- 医療費の負担や失職、転職等による経済的困窮
- 捜査や裁判の過程における精神的、時間的負担
- 周囲の人々の無責任なうわさ話やマスコミの取材、報道によるストレス、不快感など、「二次的被害」といわれる被害後に生じる様々な問題にも苦しめられています。

また、こうした甚大な苦しみから、犯罪被害者等の中には周囲に支援を求める気力すら奪われる方もいます。

犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるようになるまでには、市、警察署、民間支援団体などの関係機関・団体のほか、事業所、職場、家庭、地域、学校などの周囲の人々による支えが必要です。

2 藤枝市犯罪被害者等支援推進計画策定の経緯

藤枝市犯罪被害者等支援推進計画は、平成29年4月に制定した、藤枝市犯罪被害者等支援条例（以下「市条例」という。）第6条（犯罪被害者等支援計画）に基づく計画で、本市における犯罪被害者等の権利利益の保護と適切な支援を行うための具体的な推進施策を定めるものであり、本市の犯罪被害者等の支援を総合的に推進するための指針として、第1次藤枝市犯罪被害者等支援推進計画（以下「第1次推進計画」という。）を平成30年度から令和4年度の5年間の計画として策定しました。

第2章 計画の策定方針

1 策定方針

本市は平成 29 年 4 月に、県内市町で初めて市条例を制定し、犯罪被害者等の支援に関する目的、基本理念、さらに市及び市民等の責務や市が講ずべき施策などを定めるとともに、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、支援に関する基本的な計画として第 1 次推進計画を定め、市条例と第 1 次推進計画に基づいた支援を実施してきました。

今般、第 1 次推進計画が令和 4 年度で終了することから、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会を目指し、第 2 次推進計画を策定することとします。

第 2 次藤枝市犯罪被害者等支援推進計画（以下「第 2 次推進計画」という）では、社会の変化に伴い、多様化する犯罪被害者等への適正な支援のために、新たな視点も取り入れた計画とします。

2 計画の期間

本計画の期間は、令和 5 年度から令和 9 年度までの 5 年間とします。

なお、毎年度、施策の実施状況の確認、検証を行い、計画期間中であっても、社会状況や計画の進捗状況など必要に応じて見直しを行います。

3 支援施策の分類

本市の犯罪被害者等支援施策は、大きく三つに分類します。

（１）条例による支援

市条例（施行規則を含む）の規定に基づく犯罪被害者等支援に特化した施策で、具体例としては、見舞金の給付（市条例第 11 条）があげられます。

（２）庁内連携による支援

本市の各部署の様々な事業には、給付制度や相談業務などを中心に犯罪被害者等の支援策として機能する事業があり、これを犯罪被害者等支援担当部署が調整役となり、当該部署間で連携協力しながら適用することで犯罪被害者等支援策として機能させようとするものです。「（１）条例による支援」との大きな違いは、当該事業が犯罪被害者等支援として機能するのは、市条例とは別の当該事業の根拠法令上適用が可能な場合に限られるという点です。具体例として、被虐待児童の一時保護制度や高額療養費の支給制度などがあります。

（３）関係機関連携による支援

本市が他の機関と連携協力することで効果的な支援に繋がります。平成 29 年 3 月に締結した藤枝警察署及び静岡犯罪被害者支援センター（以下「犯罪被害者支援セ

ンター」という。)との連携協定及び「犯罪被害者等支援に係る警察との連携要領等について(お知らせ)」(令和4年3月24日付け静相被第58号)に基づき、迅速かつ的確な情報共有を行いながら、相互の補完的な関係性において各組織の長所を生かした効果的な支援を実施するものです。具体的には、警察署から犯罪被害者等に関する情報の提供を受け、警察署と連携して市の支援制度の説明や申請の補助を実施することがあげられます。

4 基本理念

第1次推進計画と同様、市条例第3条に掲げる基本理念を踏まえた以下の4つを第2次推進計画における施策を推進する上での基本理念とします。

(1) 個人の尊厳を重んじた支援

犯罪被害者等は、何の落ち度もなく犯罪の被害を被ったにも関わらず、その尊厳は、これまであまり重要視されることはありませんでした。しかし、犯罪被害者等は、犯罪被害により私たちが想像できないほどの精神的苦痛、身体的苦痛、経済的困窮などを抱えて生活していかなければならないことがあります。犯罪被害者等は、被害を忘れることはできませんが、個人の尊厳が尊重され日常の中で楽しみや安らぎを感じて生活する権利があります。

支援等の実施者は、このことを念頭におき、各施策を通じて犯罪被害者等に寄り添い、支えていきます。

(2) 十分な理解と配慮

犯罪被害者等の被害状況、生活環境、経済状況は、犯罪被害者等の置かれる状況によって一人ひとり異なります。

したがって、犯罪被害者等への支援は、そのような犯罪被害者等の事情を十分に理解したうえで行う必要があります、支援等の実施者は、それぞれの立場で犯罪被害者等の個別的事情に十分配慮し、適切な支援活動を選択、実施します。

(3) 継続的な支援

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を取り戻す過程で必要となる支援の内容が変化してきます。例えば、犯罪被害を受けて間もない時期は、身体の安全や一時的な生活の場を確保するなどの緊急対応的な支援の必要性が高くなりますが、時間の経過とともに経済的状況や就労など生活環境の回復にかかわる支援に移行するようになります。

必要な支援内容が変化することは、適用される制度や担当機関等が変わることも多いため、支援等の実施者は、制度や担当機関が変わっても継続性を持って当該犯罪被害者等に対する支援等を行うなど、途切れることのない支援を行います。

（４）連携による支援

犯罪被害者等への支援は、「（２）十分な理解と配慮」と「（３）継続的な支援」で述べたように、個別の犯罪被害者等の状況等によって必要とする支援は異なること、また、時間の経過とともに必要となる支援内容が変化してくることから、より充実した支援を実施するためには関係機関等の連携が不可欠であり、犯罪被害者等の人権を最大限尊重し、個人情報の取り扱いにも特段の配慮をしたうえで、各関係機関等と情報を共有し一層の連携強化を図り支援を行います。

５ 重点課題

第１次推進計画による施策を展開してきた中で生じた課題を踏まえ、第２次推進計画では、更なる犯罪被害者等支援の充実を図るため、次に掲げる４項目を重点課題として、本計画の中で課題解決に向けた取組を推進します。

（１）パートナーシップ宣誓制度への対応など性の多様性に配慮した支援の確立

現在の市条例及び施行規則においては、様々な事情により婚姻の届出をしない等のカップル（以下「事実婚」という。）は、被害者の遺族の範囲に含まれているが、法的に婚姻が認められていない同性カップルは含まれていません。

静岡県パートナーシップ宣誓制度（令和５年３月導入）に沿い、市条例施行規則等を改正し、犯罪被害者等の遺族の範囲に、パートナーシップ宣誓制度により証明された同性カップルが事実婚と同様の行政サービスを楽しむ制度体制の強化を図ります。

また、多様な価値観や性の多様性に配慮した相談体制を構築します。

（２）見舞金等の支援拡充

市条例及び施行規則による見舞金等については、犯罪被害者等が被害後に直面する経済的な負担を軽減し、日常生活や社会生活等の早期回復を図るため、社会・経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを図ります。

（３）市民への支援制度周知の強化

第１次推進計画においても、市民の支援制度への理解促進については重点課題となっていましたが、犯罪被害者等支援について市民が十分に理解しているとは言えない状況です。県が令和元年度に行った県政インターネットモニターアンケートでは、県内市町が設置している犯罪被害者等相談の総合窓口を知っている人は17.9%にとどまっています。

このようなことから、第２次推進計画においても市民への支援制度の周知の強化を図ってまいります。

(4) 警察署等の関係機関との連携強化

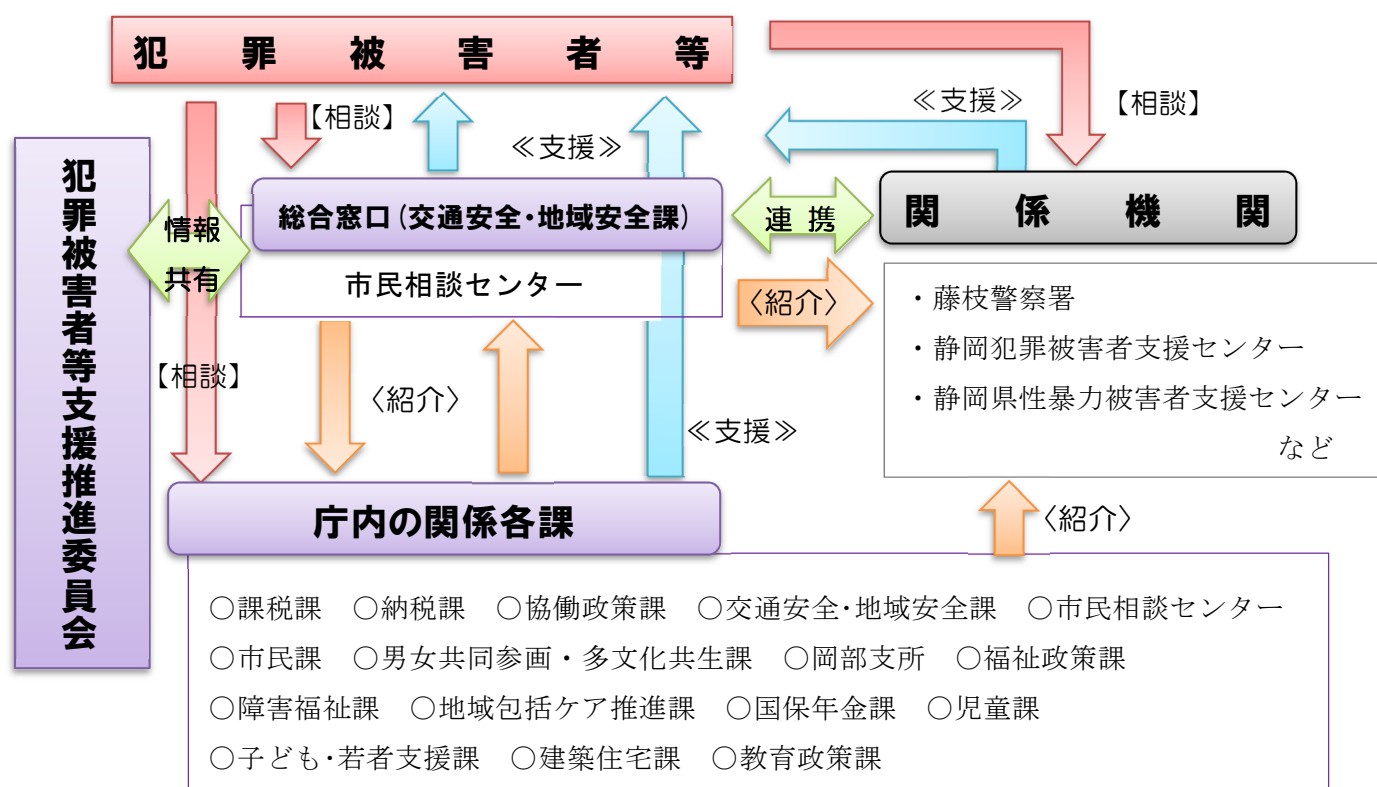
犯罪被害者等が一番初めに相談等により接する機関は警察署をはじめ、各種相談センターとなることが多いことから、警察署等との連携を強化してまいります。

6 支援体制

犯罪被害者等支援担当部署に置く総合的な窓口を中心に、犯罪被害者等の支援に関連する業務を行う庁内各部署との連携を図るとともに、犯罪被害者等の支援に関する連携協定に基づき藤枝警察署及び犯罪被害者支援センターとの連携をさらに強化し、犯罪被害者等の支援を実施します。

また、藤枝警察署及び犯罪被害者支援センターを含めて、庁内の関係各課による犯罪被害者等支援推進委員会において、支援の状況や犯罪被害者等を取り巻く環境などに関する情報を共有し、犯罪被害者等の総合的かつ継続的な支援の推進を図ります。

【体系図】



7 SDGsの17のゴールに貢献する藤枝市の17の目標

SDGsの実現に向けて、地方自治体として取り組むべき目標を本市独自のローカルSDGsとし、SDGsの17のゴールに貢献する本市独自の目標を設定し、地方創生の一層の充実・深化とともに、その達成を目指します。本計画に掲げている取組は、SDGsの17のゴールと対応させて推進し、広く発信します。



1
誰もが自立
して暮らせる
まちをつくる

4
質の高い教育
と学び続け
られる環境を
つくる

5
女性が集まり
活躍するまち
をつくる

10
多文化共生の
まちをつくる

第3章 第1次推進計画における取組

1 第1次推進計画の概要（基本理念と取組の方向性）

犯罪被害者等が日常生活の中で楽しみや安らぎを感じ、人間らしい生活を取り戻すため、その置かれている個別的状況に配慮した対応を心がけるとともに、犯罪被害を受けたときから平穏な日常を取り戻すまでの間、継続的な支援が可能になるよう次の4つの基本理念と取組の方向性を示しました。

- (1) 個人の尊厳を重んじた支援
- (2) 十分な理解と配慮
- (3) 継続的な支援
- (4) 連携による支援

2 第1次推進計画での取組

(1) 犯罪被害者等に対する各種情報提供

① 総合案内窓口の設置

交通安全・地域安全課内に犯罪被害者等支援総合案内窓口を設置し、犯罪被害者等の相談受付、支援制度の情報提供、各種支援機関の紹介を行いました。

② 市民に向けた支援制度の周知啓発

市ホームページへ支援制度についての情報を掲載したほか、パンフレットを作成し、関係機関へ配架するなど市民への周知啓発に努めました。

(2) 精神的・経済的支援

① 犯罪被害者等への見舞金の支給

犯罪により負傷した被害者等の申請に基づき見舞金を支給したほか、各種相談窓口や支援等の情報提供を行いました。

② DV被害者への支援

DV被害に関する相談や情報を関係機関と共有し、住民基本台帳や課税資料の閲覧制限や各種証明書の発行制限のほか、一時保護、自立に向けた支援を行いました。

③ 児童虐待被害者への支援

虐待の疑いがある児童生徒の速やかな担当部署への連絡とともに学校において保護を行いました。

④ 生活困窮者の自立支援

犯罪被害による生活困窮者に対して、生活保護の受給や生活福祉資金の貸付制度の適用、自立支援に向けた相談等の支援を行いました。

⑤ 障害者虐待被害に関する支援

虐待の疑いがある障害者について、速やかな担当部署への連絡とともに、支援相談を行いました。

(3) 関係機関相互の連携

- ① 被害者支援に携わる関係機関で編成された藤枝市犯罪被害者等支援推進委員会を毎年度開催し、情報共有、協議等により連携強化を図りました。

(4) 理解の促進

- ① 犯罪被害者等に対する支援内容をホームページ等へ掲載したほか、犯罪被害者週間にかかる啓発活動の実施や、職員研修により意識高揚を図りました。

第4章 重点的に取り組む具体的施策

第2次推進計画では、基本理念に基づき重点的に取り組むべき重点（取組）項目を第1次推進計画に引き続き以下の4項目に設定し、重点取組項目ごとに具体的施策を定めます。

重点取組項目

- 1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供（第7条～8条関係）
- 2 精神的・経済的支援（第9条～18条関係）
- 3 関係機関相互の連携（第19条～20条関係）
- 4 理解の促進（第21条～22条関係）

重点項目 1 犯罪被害者等に対する各種情報の提供（第7～8条関係）

(1) 支援についての教示（第7条）

【目標】

相談者（犯罪被害者等）の状況を適切に把握し、どのような種類の支援があるのか、どこで、どのようにすればその支援を受けられるのかをわかりやすく情報提供を行います。

目標達成に向けた取組

【交通安全・地域安全課、市民相談センター】

- ① 藤枝警察署並びに犯罪被害者支援センターとの連携協定に基づき、常に犯罪被害等の情報を収集することで、犯罪被害者等に対して、犯罪被害者等支援について適時適切な教示を行います。
- ② 犯罪被害者等に必要な支援制度や支援機関等の情報を提供します。
- ③ 過去事例等の情報を収集するなどして、相談内容の充実及び担当者の対応能力の向上を図ります。
- ④ 犯罪被害者等が、県の行う支援を必要とする場合は、県の犯罪被害者等支援総合調整窓口案内します。

(2) 総合的な窓口の設置（第8条第1項）

【目標】

市役所内に総合相談窓口を設置し、より多くの情報や支援を提供する体制を整え、犯罪被害者等の負担軽減を図ります。

目標達成に向けた取組

【交通安全・地域安全課】

- ① 犯罪被害者等に対して、相談内容に応じた窓口を案内できるように総合的な窓口を設置します。
- ② 犯罪被害者等に対して、相談内容に応じた窓口を適切に案内できるように庁内各課の役割を明確にするとともに、関係機関の業務内容を周知します。
- ③ 法テラスの民事法律扶助制度（経済的に困窮した者が法的トラブルにあったときに、無料で法律相談を行い、弁護士・司法書士の費用等の立替えを行うもの）について情報提供を行います。
- ④ 見舞金制度など、市の制度説明のほか、必要に応じて情報収集した関係機関の制度、相談先について情報提供します。
- ⑤ EメールやSNSの活用など相談方法の選択肢の拡充を図ります。
- ⑥ 犯罪被害者等の意向や事情を踏まえ、関係各課・機関との連携を密にし、犯罪被害者等が継続的に支援を受けられるよう支援体制を強化します。

(3) 相談及び情報の提供等（第8条第2項）

【目標】

犯罪被害者等の事情に配慮しながら、必要とする支援制度や関係部署・機関に関する情報を提供に努めます。

目標達成に向けた取組

【子ども・若者支援課】

- ① DV（配偶者からの暴力）に関する相談の受付、関係機関との情報共有を行います。
- ② 子どもの虐待被害に関する相談の受付（被虐待児童への心理的ケア含む）を行います。
- ③ 母子父子寡婦福祉資金貸付金制度の情報提供を行います。
- ④ DV被害者に対する自立支援の援助を行います。
- ⑤ 犯罪被害により生活環境が変化したことに伴う子ども、子育てに関する相談対応を行います。
- ⑥ （DV）加害者教育プログラムの案内等、被害者ニーズや状況に応じた選択肢が提示できるよう支援の充実を図ります。

【地域包括ケア推進課】

- ① 犯罪被害により高齢者の世話に不安のある場合の相談を受け付けします。

【教育政策課】

- ① 犯罪被害者等となった児童・生徒の在校する学校にスクールカウンセラーを派遣します。

【男女共同参画・多文化共生課】

- ① 多様な価値観や性の多様性に配慮した相談体制の構築を図るとともに、DVを含めた犯罪被害者に対し、状況に応じた適切な支援を行います。

【障害福祉課】

- ① 高次脳機能障害(脳が損傷されて、脳の精密な情報処理がうまくいかなかった状態のこと)に対する相談支援や関係機関との連絡調整を行います。
- ② 犯罪被害者等が障害者の場合、迅速かつ適切な保護等の相談対応を行います。
- ③ 障害者差別解消法に関する障害者への差別と合理的配慮に対する相談対応を行います。

【福祉政策課】

- ① 生活困窮者の自立支援に関する相談対応を行います。

【その他の課】

- ① 窓口業務で市民対応する中でDV被害や被虐待等、その他犯罪被害が疑われる事例があった際は速やかに関係機関等へ対応を引き継ぐことの徹底を図ります。

【取組の体系】

重点項目	市条例条項	推進施策	担当課
犯罪被害者等に対する各種情報提供	支援についての教示 (第7条関係)	必要な支援の適切な教示	交通安全・地域安全課
		支援制度、支援機関の情報提供	交通安全・地域安全課 市民相談センター
		支援の事例の収集と対応能力向上	交通安全・地域安全課
		県犯罪被害者等支援総合調整窓口の案内	交通安全・地域安全課
	総合的な窓口の設置 (第8条第1項関係)	総合窓口の設置	交通安全・地域安全課
		庁内役割分担と支援業務周知	交通安全・地域安全課
		法テラス等の法的支援制度の情報提供	交通安全・地域安全課 市民相談センター
		市の支援制度の情報提供	交通安全・地域安全課

		相談方法の選択肢の拡充	交通安全・地域安全課
		継続的な支援提供への支援体制強化	交通安全・地域安全課
	相談及び情報の提供等(第8条2項関係)	DV相談受付、関係機関との情報共有	子ども・若者支援課
		子どもの虐待被害相談受付	子ども・若者支援課
		母子父子寡婦福祉貸付金制度の紹介	子ども・若者支援課
		DV被害者に対する自立支援	子ども・若者支援課
		犯罪被害者等の子育てに関する相談受付	子ども・若者支援課
		(DV)加害者教育プログラムの活用	子ども・若者支援課
		高齢者の生活支援の相談受付	地域包括ケア推進課
		スクールカウンセラーの派遣	教育政策課
		多様な価値観や性の多様性に配慮した相談体制の構築と支援	男女共同参画・多文化共生課
		高次脳機能障害の相談支援等	障害福祉課
		障害者虐待に関する相談対応	障害福祉課
		障害者差別解消法に関する相談対応	障害福祉課
		生活困窮者の自立支援の相談対応	福祉政策課
		窓口でDV被害や被虐待等、その他の犯罪被害が疑われる事例があった際の速やかな関係機関への対応引継の徹底	その他の課

重点項目 2 精神的・経済的支援（第9条～18条関係）

(1) 付添い及び申請手続きの補助（第9条）

【目標】

犯罪被害者等に移動の必要が生じた場合には、その求めに応じて付添いや申請手続きの補助を行うことで、負担軽減を図ります。

目標達成に向けた取組

【交通安全・地域安全課】

- ① 犯罪被害者等の求めに応じて、付添いが可能な機関等を紹介します。
- ② 犯罪被害者等給付金の申請から給付までの手続きに関する支援を行います。

【市民相談センター】

- ① 犯罪被害者等の求めに応じて、付添いが可能な機関等を紹介します。

(2) 物品貸与（第10条）

【目標】

関係機関等のネットワークを通じて、可能な限り必要とされる物品等を用意し、貸与することで、日常生活や就労を支援します。

目標達成に向けた取組

【交通安全・地域安全課】

- ① 犯罪被害者等の依頼に応じて必要な物品等を貸与します。
- ② 犯罪被害者等からの要請による防犯ブザー等の供与について、犯罪被害者支援センターと連携して実施します。

(3) 見舞金の給付（第11条、第12条、第13条）

【目標】

犯罪に起因して発生する被害者等の経済的負担を軽減するため、警察署との連携により犯罪被害に関する情報収集及び提供を行うとともに、被害者等が死亡または重症病を負った場合には見舞金を支給します。

目標達成に向けた取組

【交通安全・地域安全課】

- ① 犯罪被害等の情報収集を積極的に行います。
- ② 見舞金の支給対象となる事件が発生した場合には、被害者等に対しすみやかに支給手続きを説明します。
- ③ 社会状況の変化に応じて見舞金の充実を図ります。
- ④ パートナースhip宣誓制度に基づく、公平な見舞金支給制度を確立します。

(4) 日常生活支援（第14条）

【目標】

犯罪被害者等が、平穏な日常生活を取り戻すために必要な支援が、緊密な連携のもと、迅速かつ適正に行われるよう、犯罪被害者等の置かれた状況に応じて各種制度を活用します。

目標達成に向けた取組

【交通安全・地域安全課】

- ① 犯罪被害者等の同意を得て、民間支援団体である犯罪被害者支援センターに情報提供を行い、支援体制の充実を図ります。
- ② 電話による特殊詐欺被害者の再発防止策として、電話機による対策の設置補助を行います。

【国保年金課】

- ① 療養費及び高額療養費の支給制度について犯罪被害者等に説明し、要件を満たす場合は申請手続きについて案内します。
- ② 第三者による傷病届出制度の説明と届出手続きを案内します。
- ③ 障害年金の説明と手続き方法を案内します。
- ④ 国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の減免及び国民年金保険料の免除の説明と手続き方法を案内します。
- ⑤ 社会保険を含めた健康保険証の取得について手続きを案内します。

【子ども・若者支援課】

- ① 児童扶養手当について説明し、申請手続きについて案内します。
- ② ひとり親家庭となった場合に、医療費の助成制度に関する説明と申請手続きを案内します。

【教育政策課】

- ① 要保護及び準要保護児童生徒援助費制度の説明と申請手続きを案内します。

【児童課】

- ① 保育園保育料の減免制度の説明と申請手続きを案内します。

【課税課】

- ① 税の減免や控除を受けるための相談や申請方法の説明(医療費控除・障害者控除・寡婦控除等の所得控除、その他住民税一般、固定資産税)を行います。

【納税課】

- ① 犯罪被害者等に対する納税相談を行います。

【福祉政策課】

- ① 生活福祉資金貸付制度の説明と手続き方法を案内します。
- ② 犯罪被害者等の状況によって生活保護法に基づく生活保護を適用します。

【障害福祉課】

- ① 自立支援医療費支給制度(更生医療、育成医療、精神通院医療)の説明と手続き方法を案内します。
- ② 地域活動支援センターの活動内容や利用手続き等を案内します。
- ③ 障害者手帳(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)の説明と手続き方法を案内します。
- ④ 障害者に対する医療費助成制度(重度障害者(児)医療費助成・精神障害者医療費助成)の説明と手続き方法を案内します。
- ⑤ 障害者に対する障害福祉サービス制度の説明と申請手続き等を案内します。

(5) 一時保護(第15条)

【目標】

犯罪被害者等が、被害により精神的苦痛を感じ日常生活に著しい支障を生じるときや、加害者が逮捕されず身体に危険を感じているときなどのほか、虐待やDVなどにより、生命、身体に対して危害が及ぶおそれがある場合には、犯罪被害者等の安全を確保するため速やかに一時保護を実施します。

目標達成に向けた取組

【交通安全・地域安全課】

- ① 警察などの関係機関及び関係各課と連携した保護対策を行います。

- ② 再被害防止に向けて警察及び関係各課と連携した安全対策を行います。

【子ども・若者支援課】

- ① DV被害者の避難所への一時保護を実施します。
② 被虐待児童の一時保護を実施します。

【障害福祉課】

- ① 被虐待障害者の一時保護を実施します。

【地域包括ケア推進課】

- ① 被虐待高齢者の一時保護を実施します。

【教育政策課】

- ① 学校における虐待発見時の通知義務を周知徹底します。

(6) 施設入所支援（第 16 条）

【目標】

一時保護を行った犯罪被害者等に対して必要と判断した場合には、速やかに一時保護した施設その他適切な施設への入所支援を行います。

目標達成に向けた取組

【子ども・若者支援課】

- ① 被虐待児童の児童養護施設などへの入所支援を行います。

【障害福祉課】

- ① 被虐待障害者の施設入所支援を行います。

【地域包括ケア推進課】

- ① 被虐待高齢者の施設入所支援を行います。

(7) 住居支援（第 17 条）

【目標】

犯罪被害者等の事情に配慮し、自宅の代わりとなる安全で安心な居住環境の確保と入居支援を図ります。

目標達成に向けた取組

【交通安全・地域安全課】

- ① 自宅が犯罪行為の現場となった場合には、ハウスクリーニングについて藤枝警察署と協議します。

【建築住宅課】

- ① 犯罪行為により従前の住宅に住めなくなった場合で、緊急に住居を確保する必要がある場合には、市営住宅へ入居できるよう配慮します。

(8) 個人情報の保護（第18条）

【目標】

犯罪被害者等が、被害の内容などの情報を支援に無関係な者に知られることで、二次被害を受けたり、身体にさらなる危害を加えられたりすることのないよう、犯罪被害者等の情報は厳重に管理を実施します。

目標達成に向けた取組

【市民課、納税課、協働政策課（地区交流センター、文化センター）、岡部支所】

- ① DV被害者等に関する住民基本台帳の閲覧制限、及び各種証明（住民票・戸籍附表含む）発行制限を行います。

【取組の体系】

重点項目	市条例条項	推進施策	担当課
精神的・経済的支援	付添い及び申請手続き補助（第9条関係）	付添い可能機関の紹介	交通安全・地域安全課 市民相談センター
		犯罪被害者等給付金の申請等手続き支援	交通安全・地域安全課
	物品貸与（第10条関係）	必要な物品等貸与先紹介	交通安全・地域安全課
		犯罪被害者等への防犯用品の供与	交通安全・地域安全課
	見舞金の給付（第11条関係）	犯罪被害者等に関する情報収集	交通安全・地域安全課
		見舞金の支給制度の内容等の周知	交通安全・地域安全課
		見舞金の充実	交通安全・地域安全課
		パートナーシップ宣誓制度による見舞金支給制度	交通安全・地域安全課

	日常生活支援 (第14条関係)	警察・犯罪被害者支援センターへの情報提供・連携	交通安全・地域安全課
		特殊詐欺被害者の再発防止策	交通安全・地域安全課
		療養費・高額療養費の支給制度	国保年金課
		第三者による傷病届出制度	国保年金課
		障害年金制度	国保年金課
		国保税等の減免及び国民年金保険料の免除	国保年金課
		健康保険証の取得手続きの案内	国民年金課
		児童扶養手当	子ども・若者支援課
		ひとり親家庭への医療費助成	子ども・若者支援課
		要保護及び準要保護児童生徒援助費制度	教育政策課
		保育園保育料の減免制度	児童課
		税の減免・控除	課税課
		納税相談	納税課
		生活福祉資金貸付制度	福祉政策課
		生活保護法に基づく生活保護	福祉政策課
		自立支援医療費支給制度	障害福祉課
		地域活動支援センター利用案内	障害福祉課
		障害者手帳の説明と手続き案内	障害福祉課
		障害者に対する医療費助成制度	障害福祉課
		障害者に対する障害福祉サービス制度説明と申請案内	障害福祉課
	一時保護 (第15条関係)	関係機関連携による保護対策	交通安全・地域安全課
		再被害に対する安全対策	交通安全・地域安全課
		DV被害者の避難所への一時保護	子ども・若者支援課
		被虐待児童の一時保護	子ども・若者支援課
		被虐待障害者の一時保護	障害福祉課
		被虐待高齢者の一時保護	地域包括ケア推進課
		学校における虐待発見時の通知義務	教育政策課
	施設入居支援 (第16条関係)	児童養護施設などへの入所支援	子ども・若者支援課
		障害者施設などへの入所支援	障害福祉課
		高齢者施設などへの入所支援	地域包括ケア推進課

	住居支援 (第17条関係)	犯罪現場のハウスクリーニング協議	交通安全・地域安全課
		犯罪被害者等に対する市営住宅の提供	建築住宅課
	個人情報の保護 (第18条関係)	D V被害者等に関する住民基本台帳の閲覧制限、各種証明の発行制限	市民課、納税課、協働政策課（地区交流センター、文化センター）、岡部支所

重点項目 3 関係機関相互の連携（第19条～20条関係）

(1) 支援体制の整備（第19条）

【目標】

関係機関及び市役所関係課で構成する「犯罪被害者等支援推進委員会」を開催し、関係部署が一体となって犯罪被害者等支援ができるような連携協力関係を強化します。

目標達成に向けた取組

【関係機関・関係各課】

- ① 犯罪被害者等支援推進委員会を開催し、関係機関及び関係課との情報共有、連携強化を図ります。

(2) 被害者支援連絡協議会における連携（第20条）

【目標】

藤枝警察署、市役所関係各課及び民間支援団体等で組織する「被害者支援連絡協議会」や、県などが実施する研修会等に積極的に参加し、情報交換を行うことで職員のスキルアップと関係機関との連携関係を強化します。

目標達成に向けた取組

【交通安全・地域安全課、教育政策課、市民相談センター】

- ① 被害者支援連絡協議会への出席と参加団体との連携の強化を図ります。

(3) 関係機関のネットワークの強化（第20条）

【目標】

被害者支援連絡協議会を構成する団体等のほか、犯罪被害者等を支援する関係機関との緊密な連携強化を図り、緊急時にも対応可能なネットワークの構築に努めます。

目標達成に向けた取組

【交通安全・地域安全課】

- ① 関係機関等の連携を強化するため、連絡網を作成します。
- ② 各種会合や研修会等に参加し、藤枝市の取組を紹介するとともに、情報交換を行うことで他の自治体等とのネットワークを構築します。
- ③ 県内の民間支援組織等に関する情報を収集するとともに連携の強化を図ります。

- ④ 県警の「犯罪被害者等支援に係る警察と地方公共団体との連携要領」（令和４年３月24日付け静相被第58号）に基づき、犯罪被害者等の希望に沿った支援を実施します。

【取組の体系】

重点項目	市条例条項等	推進施策	担当課
関係機関相互の連携	支援体制の整備 (第19条関係)	犯罪被害者等支援推進委員会の開催と連携強化	関係機関 関係各課
	被害者支援連絡協議会への参加 (第20条関係)	被害者支援連絡協議会への参加	交通安全・地域安全課、 教育政策課、市民相談センター
	関係機関との連携強化 (第20条関係)	関係機関等と連絡網作成	交通安全・地域安全課
		他の地方公共団体との情報交換	交通安全・地域安全課
		県内の民間支援組織と連携強化	交通安全・地域安全課
		県警の「犯罪被害者等支援に係る警察と地方公共団体との連携要領」に基づく、犯罪被害者等の希望に沿った支援の実施	交通安全・地域安全課

重点項目 4 理解の促進（第21条関係）

(1) 市民の理解の促進（第21条）

【目標】

多くの市民が犯罪被害者等に対する理解を深め、社会全体で支援が推進されるよう、犯罪被害者等の置かれた立場や必要としている支援、実際に行われている支援などについて、二次的被害を含め幅広く広報啓発活動に努めます。

目標達成に向けた取組

【交通安全・地域安全課】

- ① 広報ふじえだやホームページなどを活用した広報及び啓発に努めます。
- ② 犯罪被害者週間（11月25日～12月1日）に合わせた集中的な広報や街頭活動を行い市民の理解の促進を図ります。

【教育政策課】

- ① こころの教育の推進による犯罪被害者等に対する理解の促進に努めます。

(2) 支援に従事する職員等に対する研修等（第21条）

【目標】

犯罪被害者等支援に従事する職員や民間支援団体の職員及びボランティア等の犯罪被害者等（二次的被害を含む。）への理解の促進、相談業務に従事する職員のスキルアップを図ります。

目標達成に向けた取組

【交通安全・地域安全課、市民相談センター】

- ① 犯罪被害者等支援に従事する職員向け研修会への参加による知識、技能の向上に努めます。

【交通安全・地域安全課】

- ① 犯罪被害者遺族などによる市職員向けの講演会などを実施し全庁的な理解を深めるよう努めます。

【関係各課】

- ① 担当業務の研修による犯罪被害者等支援の必要性の理解に努めます。

【取組の体系】

重点項目	市条例条項	推進施策	担当課
理解の促進	市民の理解の促進 (第21条関係)	広報ふじえだやホームページの活用	交通安全・地域安全課
		犯罪被害者週間に合わせた広報や街頭啓発	交通安全・地域安全課
		こころの教育推進による理解の促進	教育政策課
	職員に対する研修等 (第21条関係)	犯罪被害者等支援担当者研修への参加	交通安全・地域安全課
		犯罪被害者遺族などによる市職員向け研修	交通安全・地域安全課
		担当業務の研修による支援の必要性理解	関係各課

第5章 推進計画の進行管理

本計画に基づき、犯罪被害者等の支援をより効果的に実施するため、毎年度開催する犯罪被害者等支援推進委員会において、各部署における支援の実施状況に関する情報の共有を図るとともに、犯罪被害者等への対応事例をもとに犯罪被害者等に対する支援や情報提供の検証を行い、より良い被害者等の支援につなげます。

1 支援状況の調査

毎年度、関係部署において実施した犯罪被害者等に対する支援（相談の受付、各種支援策の申請、保護、見舞金の給付状況等）の実施状況についての調査を行います。

2 犯罪被害者等支援推進委員会における情報共有と検証

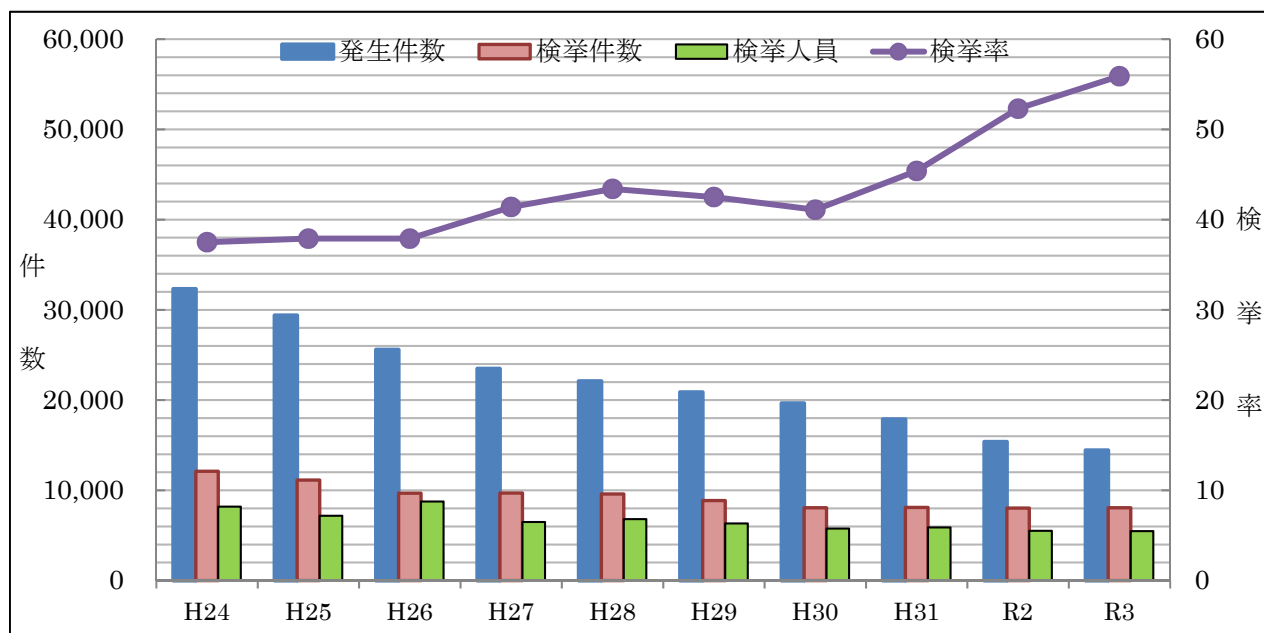
支援状況の調査結果を取りまとめ、犯罪被害者等支援推進委員会に報告し、関係機関及び関係課において、犯罪被害者等の支援状況に関する情報の共有を図り、各部署の対応事例をもとに支援状況を検証し、その結果を次年度の事業や取り組みに反映します。



資 料 編

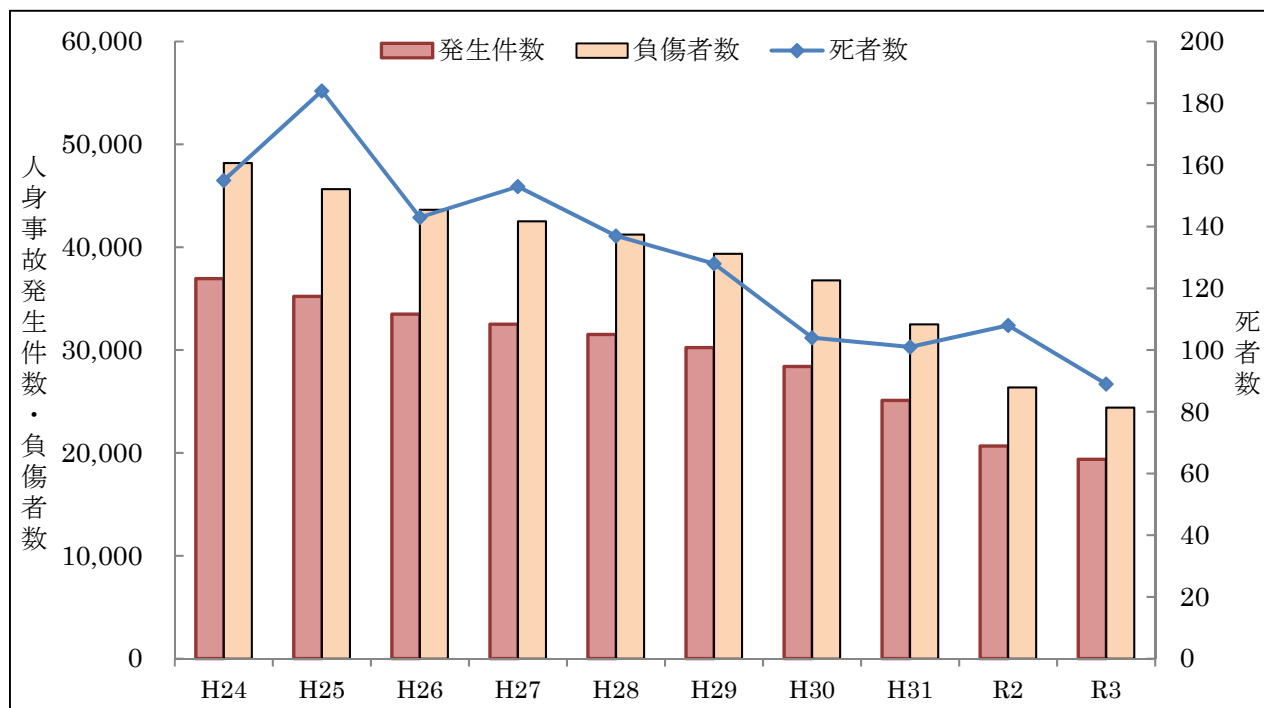
資料 1 静岡県内における事件・事故の推移等

1 刑法犯認知件数、検挙件数、検挙人員の推移



[出典：藤枝市の犯罪・交通事故統計]

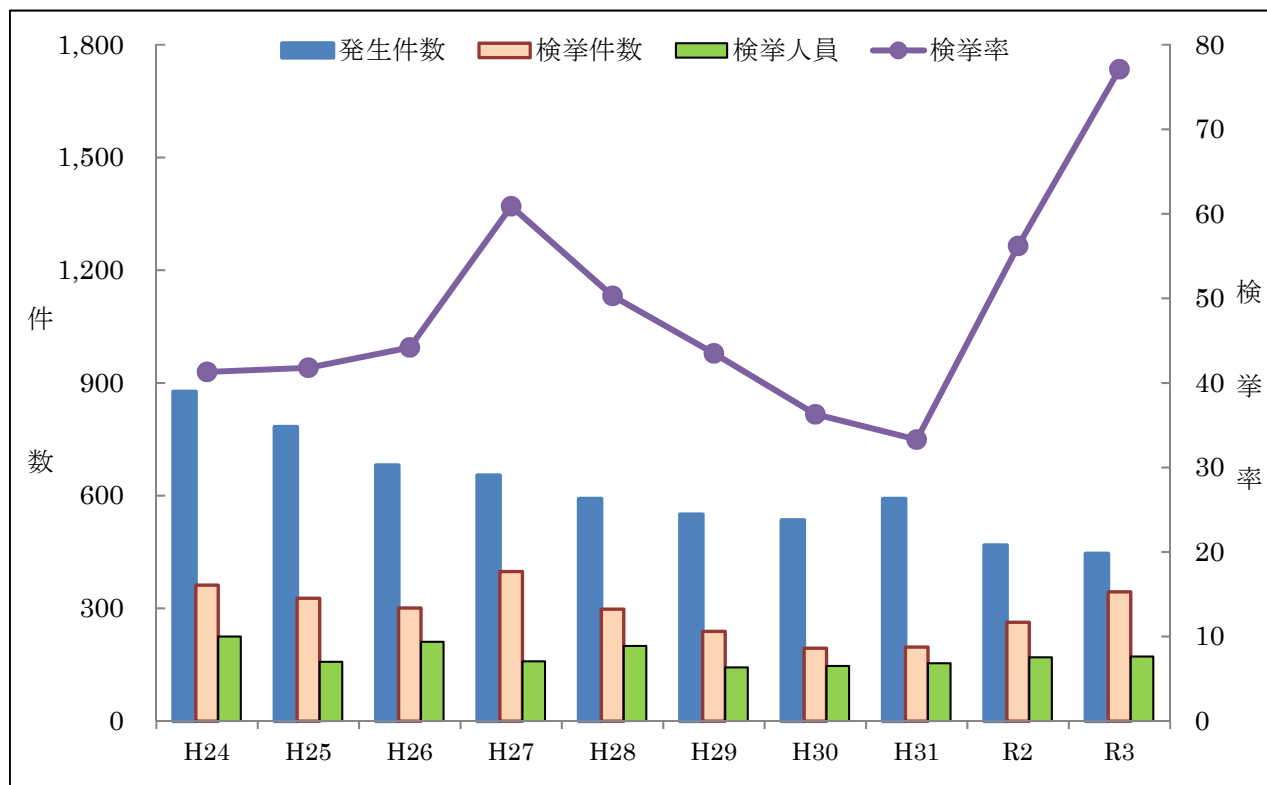
2 交通事故の推移



[出典：藤枝市の犯罪・交通事故統計]

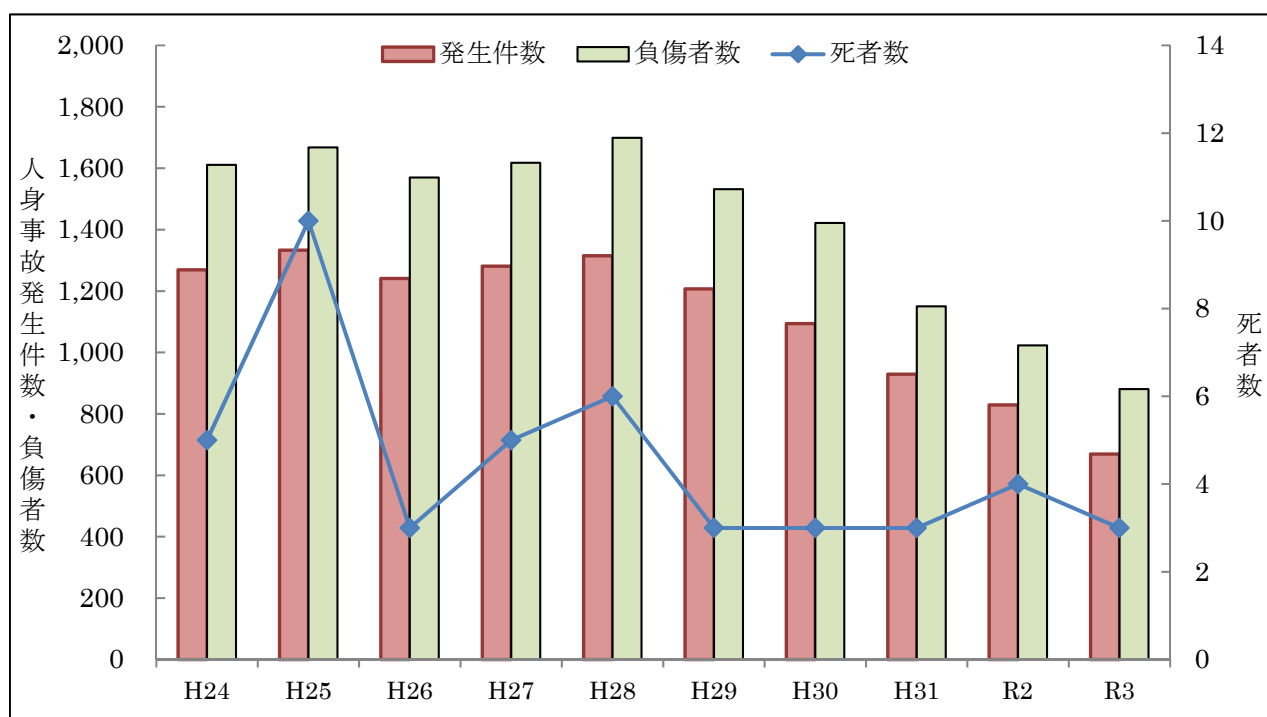
資料２ 藤枝市内における事件・事故の推移等

１ 刑法犯発生状況の推移



[出典：藤枝市の犯罪・交通事故統計]

２ 市内の人身事故発生件数



[出典：藤枝市の犯罪・交通事故統計]

資料3 静岡県内の犯罪被害者等支援実施団体

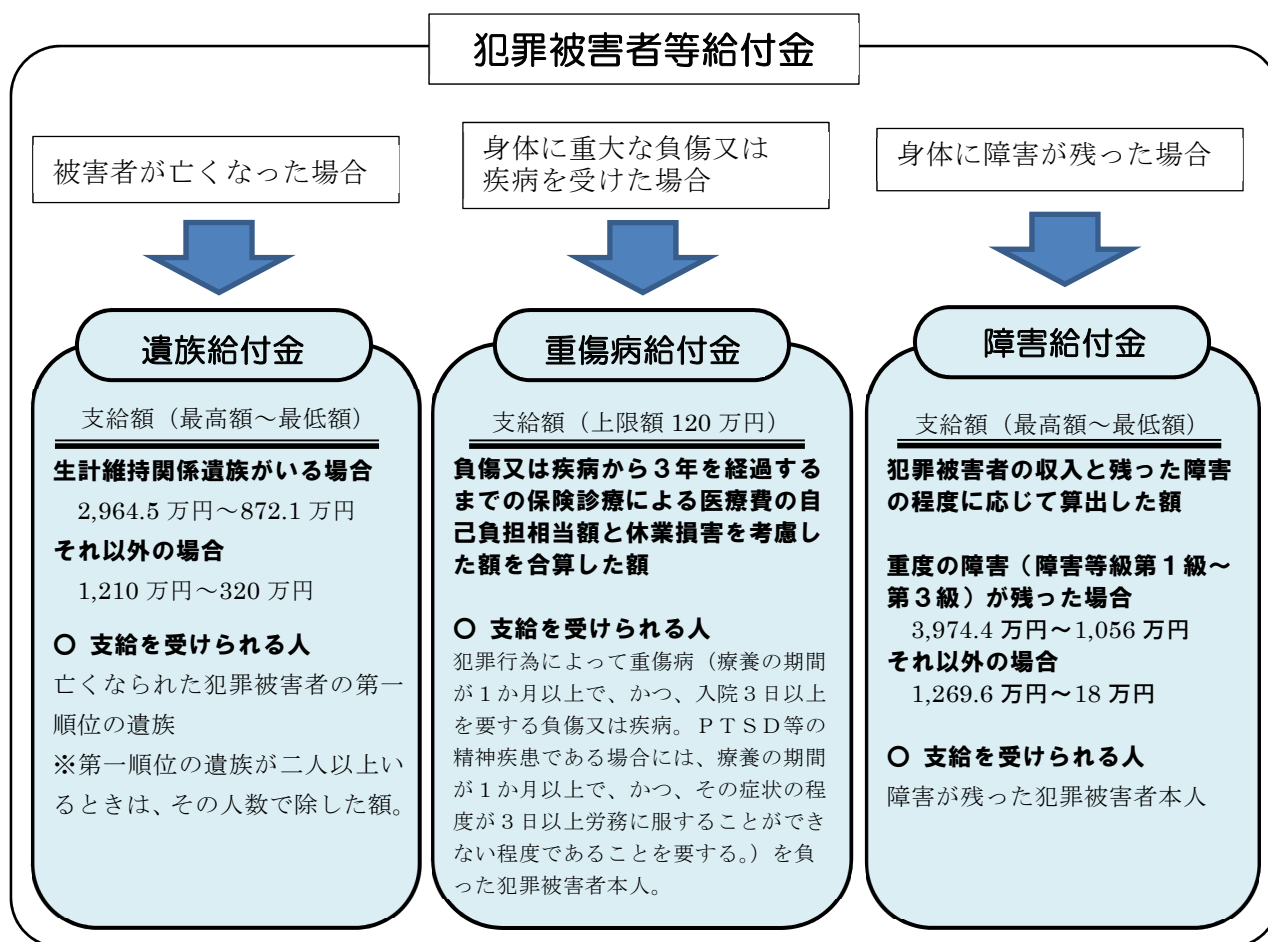
支援団体	支援の内容	連絡先電話番号等
静岡県くらし交通安全課 犯罪被害者等支援 総合調整窓口	犯罪被害者等が必要とする各種支援 情報を提供する窓口	月～金 9:00～17:00 ☎ 054-221-3220
認定NPO法人 静岡犯罪被害者支援センター	電話相談をはじめ、面接相談や付添 支援等、各種被害者支援を提供	月～金 10:00～16:00 ☎ 054-651-1011
静岡県男女共同参画センター あざれあ相談 ① 女性相談 ② 男性相談	①女性相談員、弁護士、精神科医に よる女性の悩み相談 ②男性相談員による男性の悩み相談	①月・火・木・金 9:00～16:00 水 14:00～20:00 第2土 13:00～18:00 ☎ 054-272-7879 ②第1・3土 13:00～17:00 ☎ 054-272-7880
静岡県性暴力被害者支援 センター(SORA)	性犯罪や性暴力被害についての相談 窓口	・携帯電話、NTTアナログの固定 電話からは #8891 ・NTTひかり電話 0120-8891-77 ※上記以外電話(有料) 054-255-8710
性犯罪被害110番 性犯 罪相談電話(ハートさん)	希望する性別の警察官による性犯罪 被害に関する相談	24時間受付 ※夜間・土日等、 女性警察官不在有 ☎ 0120-783870・#8103
静岡県児童相談所	児童虐待の通報や子供の発達の悩み 相談など	月～金 8:30～17:00 ※虐待専用「189」24時間対応 ☎ 054-646-3570
静岡県精神保健福祉センター こころの電話	不安、悩み、ストレスや心の病気 等の相談窓口	月～金 8:30～17:00 ☎ 054-285-5560
日本司法支援センター法テラス 被害者支援専用ダイヤル	法律トラブルに役立つ情報やサービ スの相談窓口の情報提供	月～金 9:00～21:00 土日 9:00～17:00 ☎ 0570-079714

その他の機関の支援制度

制度	支援の内容	問合せ先
税法上の優遇 措置	医療費を支払ったり、身体に障害を負った方、或いは配偶 者と死別した方等には、医療費控除・障害者控除・寡婦(ひ とり親)控除等の所得控除が認められる場合がある。 また、身体の障害により支払いを受ける損害保険金、慰謝 料、損害賠償金等は非課税となる。	藤枝税務署 ☎ 054-641-0680
県営住宅の 使用	犯罪被害者等の県営住宅への入居支援	静岡県公営住宅課 ☎ 054-221-3085
検察審査会へ の審査申立て	検察官が事件を不起訴処分にしたことに対して、犯罪被害 者等は検察審査会に審査の申立てを行うことができる。	静岡検察審査会 ☎ 054-252-6112
暴力団犯罪被害 者支援制度	暴力団犯罪による被害者に対する見舞金の交付、訴訟支援 金の無利子貸付等の支援	静岡県暴力追放運動 推進支援センター ☎ 054-283-8930
加害者側への 損害賠償請求	加害者への民法上の損害賠償請求手続き相談	静岡県弁護士会法律 相談センター(要予約) ☎ 054-252-0008

[出典：静岡県警察本部 警務部 警察相談課 犯罪被害者支援室 発行 被害者の手引き]

資料4 犯罪被害者等給付金の概要



◎ 遺族給付金を受けられる遺族の範囲と順位

- 配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。）
- 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の
子 ⇒ 父母 ⇒ 孫 ⇒ 祖父母 ⇒ 兄弟姉妹
- 2に該当しない犯罪被害者の 子 ⇒ 父母 ⇒ 孫 ⇒ 祖父母 ⇒ 兄弟姉妹

◎ 申請の制限

犯罪行為による死亡、重傷病若しくは障害の発生を知った日から2年を経過したとき、又は当該死亡、重傷病若しくは障害が発生した日から7年を経過したときは申請ができないほか、静岡県公安委員会の裁定により、給付金の一部または全部が支給されないことがある。

◎ 申請手続き

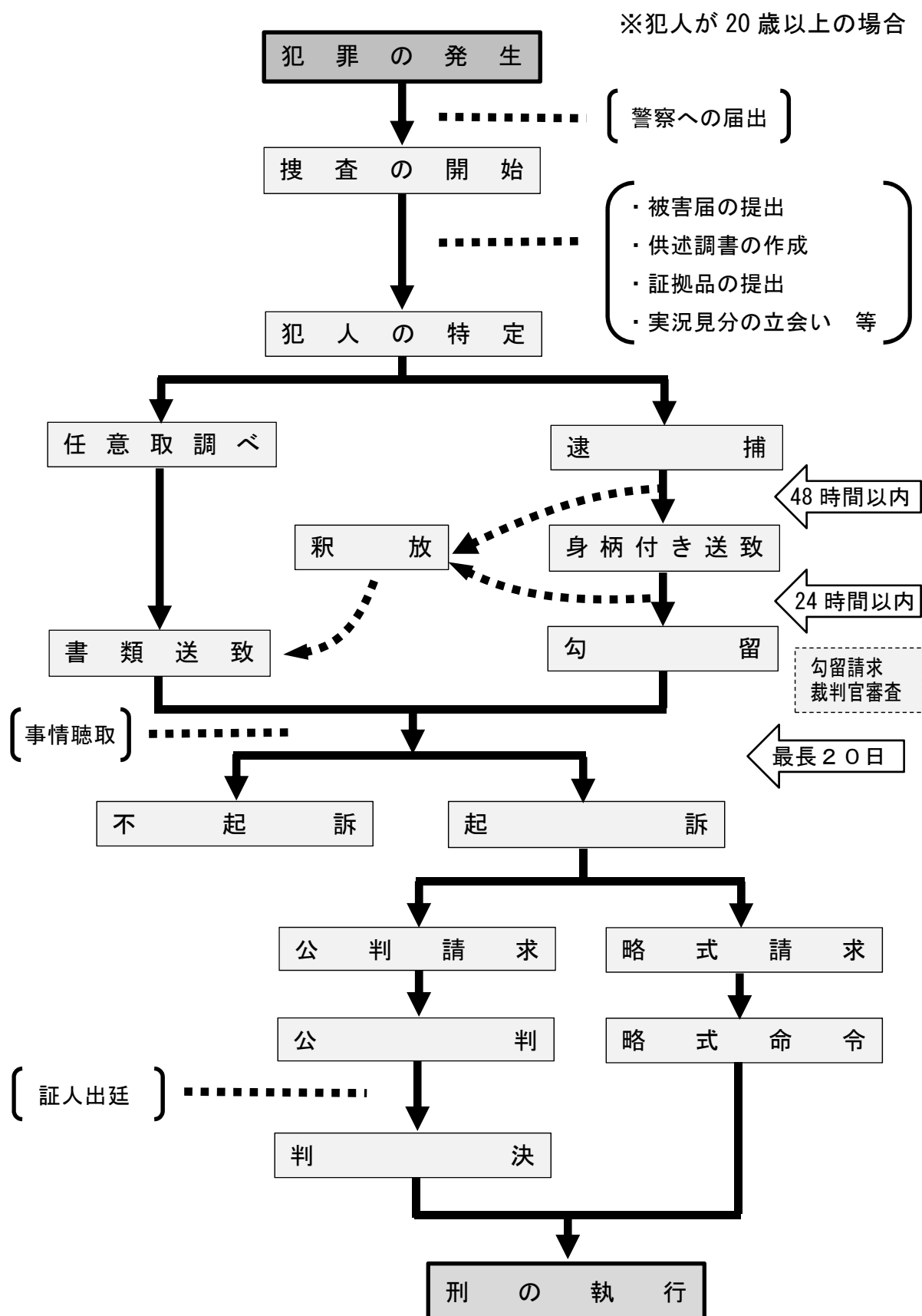
住居を管轄する警察署または警察本部に申請書と必要書類を提出する。
静岡県公安委員会が裁定を行う。

◎ 被害直後よりも症状が悪化した場合

被害直後は給付の対象にならなくても、治療が長引いたり、後遺障害が残った場合、給付の対象になることがある。被害直後より症状が悪化した場合は、事件を担当する警察官または警察本部に相談する。

[出典：警察庁 犯罪被害者支援室 発行 犯罪被害者給付制度のご案内]

資料5 事件後の刑事手続きの流れ



[出典：静岡県警察本部 警務部 警察相談課 犯罪被害者支援室 発行 被害者の手引き]

資料 6 藤枝市犯罪被害者等支援条例・施行規則

藤枝市犯罪被害者等支援条例

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条—第 6 条）
- 第 2 章 支援の内容（第 7 条—第 18 条）
- 第 3 章 支援体制の整備（第 19 条—第 21 条）
- 第 4 章 その他（第 22 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この条例は、犯罪被害者等基本法（平成 16 年法律第 161 号。以下「法」という。）に基づき、藤枝市における犯罪被害者等の支援の施策に関する基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、もって犯罪被害者等が、安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 犯罪等とは、法第 2 条第 1 項に規定する犯罪等をいう。
- (2) 犯罪被害者等とは、法第 2 条第 2 項に規定する犯罪被害者等をいう。
- (3) 関係機関等とは、国、静岡県、その他の地方公共団体の機関及び犯罪被害者等の支援に係る民間の団体をいう。
- (4) 市民等とは、市内に住所（法人にあっては所在地）を有する者、居住する者、勤務する者、在学する者及びこれらの者が組織する団体をいう。
- (5) 犯罪被害者等支援とは、犯罪被害者等が受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な市民生活を営むことができるようにするための取組をいう。

（基本理念）

第 3 条 すべての犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、犯罪被害者等支援により、尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有している。

- 2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が市民生活を営むうえで置かれている状況その他の事情に十分な配慮をして、講ぜられるものとする。
- 3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるまでの間、必要な支援を継続して講ずるものとする。
- 4 犯罪被害者等支援は、関係機関等と相互に連携協力することにより推進するものとする。

（市の責務）

第 4 条 市は、前条の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

（市民等の責務）

第 5 条 市民等は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の状況その他の事情に配慮するとともに

に、市、及び関係機関等が行う犯罪被害者等支援施策について協力するよう努めなければならない。

(犯罪被害者等支援計画)

第6条 市は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための支援に関する基本的な計画を定めるものとする。

第2章 支援の内容

(犯罪被害者等支援の原則)

第7条 市は、第9条から第11条及び第14条から第17条の犯罪被害者等支援について、犯罪被害者等に対し、教示を行わなければならない。

(相談、情報提供)

第8条 市は、犯罪被害者等に対する支援を行うための総合的な窓口を設置するものとする。

2 市は、前項の窓口において、犯罪被害者等の相談を受け、犯罪被害者等の状況その他の事情に応じて、支援制度・関係機関等の情報を提供するものとする。

3 市は、犯罪被害者等から得た情報について、第三者などに漏えい等することのないよう、厳重に取り扱わなければならない。

(付添い、申請手続きの補助)

第9条 市は、犯罪被害者等が移動する場合において、必要と判断したときは、その移動に付添うことができる。

2 市は、犯罪被害者等が、その支援に関する申請等を行う場合、必要に応じて手続きを補助することができる。

(物品貸与)

第10条 市は、犯罪被害者等が生活、就業するうえで必要になると判断した物品を、貸与することができる。

(見舞金の給付)

第11条 市は、犯罪被害者等に対し、被害の程度に応じた見舞金を給付することができる。

(見舞金の給付制限)

第12条 前条の見舞金は、当該犯罪被害者等が次に掲げる事項に該当する場合には、その給付を受けることができない。

(1) 犯罪被害者が、不法な目的をもって犯罪被害を受けた場合。

(2) 前号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者の関係その他当該犯罪被害が発生した総合的な事情から、給付金等を支給することが社会通念上適切でない場合。

(見舞金の返還)

第13条 虚偽若しくは不正な手段により見舞金の給付を受けていた者又は見舞金の給付を受けた者で第11条各号に該当することが判明した者は、当該見舞金を市長に返還しなければならない。

(日常生活支援)

第14条 市は、第9条から第10条に掲げるもののほか、犯罪被害者等が平穏な市民生活を取り戻すために必要となる、金銭支援以外の支援を行うことができる。

(一時保護)

第 15 条 市は、犯罪被害者等の状況から、平穏な市民生活を送ることに重大な支障があると判断した場合には、犯罪被害者等を一時的に保護しなければならない。

2 前項の場合において、市は、関係機関による一時保護が適切であると判断した場合は、遅滞なく関係機関にその要請をしなければならない。

(施設入所支援)

第 16 条 市は、前条第 1 項の一時保護を行い必要と判断した場合、又は犯罪被害者等の状況から必要と判断した場合には、その施設入所を支援するものとする。

(住居支援)

第 17 条 市は、犯罪被害者等に対し、市営住宅を優先的に提供することができる。

(住民基本台帳等の保護)

第 18 条 市は、犯罪被害者等に関する住民基本台帳等の個人情報を、当該犯罪被害者等支援に関与しない者に対して、提供してはならない。

第 3 章 支援体制の整備

(基本的支援体制の整備)

第 19 条 市は犯罪被害者等に対して必要な支援が行えるよう、総合的かつ効果的な支援体制の整備に必要な措置を講ずるものとする。

(関係機関との連携協力)

第 20 条 市は関係機関と連携協力して被害者等の支援体制を構築する措置を講ずるものとする。

(理解の促進)

第 21 条 市は、教育活動、広報活動、啓発活動等を通じて、犯罪被害者等の人権、名誉、平穏な生活への配慮の重要性等に関する理解を深めるために必要な措置を講ずるものとする。

第 4 章 その他

(委任)

第 22 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

藤枝市犯罪被害者等支援条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、藤枝市犯罪被害者等支援条例(平成29年藤枝市条例第10号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(犯罪被害者等支援の手続き)

第2条 犯罪被害者等は、条例第9条、第10条、第15条、第16条及び第17条の支援を受けようとする場合、おおむね次に掲げる事項を記載した書面を市長に提出するものとする。

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 犯罪により被害を被った者との関係
- (4) 犯罪被害発生日
- (5) 被害の種類
- (6) 希望する支援内容

(総合的な窓口)

第3条 条例第8条に規定する総合的な窓口(以下「窓口」という。)は、犯罪等の態様や犯罪被害者等の状況に配慮した適切な措置を講ずるものとする。

2 窓口で相談を受ける職員は、犯罪被害者等支援に関する研修等により能力向上に努めなければならない。

3 窓口で受けた相談等については、犯罪被害者等相談受付票(第1号様式)に記録するものとする。

(付添い、申請手続きの補助)

第4条 条例第9条第1項において、付き添いをするのできる移動はおおむね次のとおりとする。

- (1) 捜査機関への移動
- (2) 行政機関への移動
- (3) 医療機関への移動
- (4) 犯罪被害者等支援機関への移動
- (5) その他犯罪被害者等の状況から付き添いが必要と市長が判断した場合における移動

2 条例第9条第2項の規定により補助することができる申請等とはおおむね次のとおりとする。

- (1) 捜査機関への申請等
- (2) 行政機関への申請等
- (3) 犯罪被害者等支援機関への申請等
- (4) その他犯罪被害により申請等が必要となったもので市長が補助する必要があると判断したもの

(貸与物品)

第5条 条例第10条の規定により貸与することのできる物品は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 家事に必要な物品

- (2) 育児に必要な物品
- (3) 就業に必要な物品
- (4) 介護に必要な物品

2 前項各号の物品は、犯罪被害があつてから3か月を過ぎた場合には貸与することができない。

3 第1項各号の物品の貸与期間は、6か月を限度とする。ただし、市長が必要があると認めた場合は延長することができる。

(見舞金の給付)

第6条 条例第11条の見舞金(以下「見舞金」という。)の額は、次の各号に掲げる被害の区分に応じ当該各号に定める額とする。

(1) 犯罪等により死亡した者の遺族に対して支給する見舞金 30万円

(2) 犯罪等により全治1か月以上の負傷疾病を負った者に対して支給する見舞金 10万円

2 前項の見舞金は、市長が別に定める基準に掲げる犯罪被害には支給しない。ただし、当該犯罪被害が発生した事情から市長が必要と認めた場合は支給することができる。

3 犯罪等により被害を被った者が、第1項第2号の見舞金の支給を受けたあとで当該犯罪行為が原因で死亡した場合、同項第1号の見舞金の給付額は、同項第2号の見舞金を控除した額とする。

(遺族の範囲)

第7条 前条第1項第1号及び前条第3項の見舞金は、犯罪等により被害を被った者が死亡したとき、その者と生計を一にしていた配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母又は兄弟姉妹に支給することができる。

2 市は、見舞金の支給を受けるべき者が2人以上いる場合は、その者の中から選定された代表者に対して当該見舞金を支給するものとする。この場合において、代表者は、見舞金受給代表者選定に関する届出書(第2号様式)による届け出るものとする。

(見舞金の申請)

第8条 見舞金の給付を受けようとする者は、次の各号に掲げる区分に応じ犯罪被害者等見舞金支給申請書兼請求書(第3号様式)に当該各号に定める書類を添えて申請するものとする。

(1) 第7条第1項第1号の見舞金 次に掲げる書類

ア 死亡診断書、死体検案書その他の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

イ 申請者と犯罪等により被害を被った者である市民との続柄を証する戸籍等、地方公共団体が発行する証明書

ウ その他犯罪被害があつたことが証明できるものとして市長が認める書類

(2) 第7条第1項第2号の見舞金 次に掲げる書類

ア 犯罪等による負傷又は疾病の状態及び療養に要する期間が確認できる医師の診断書

イ その他犯罪被害があつたことが証明できるものとして市長が認める書類

2 前項の申請は、死亡又は負傷疾病の被害が発生してから1年以内にしなければならない。

ただし、やむを得ない理由により、1年以内に同項の申請をすることができなかつたと市長

が認めた場合は、この限りでない。

3 第1項の申請は、委任することができる。

(見舞金給付の決定)

第9条 市長は前条の申請があった場合、速やかに審査を行い給付の可否を決定しなければならない。

2 前項の決定をした場合、市長は申請者に対し犯罪被害者等見舞金支給決定通知書(第4号様式)又は犯罪被害者等見舞金不支給決定通知書(第5号様式)により通知するものとする。

(日常生活支援)

第10条 条例第14条において規定する日常生活支援は、おおむね次のものをいう。

(1) 家事に関すること

(2) 育児に関すること

(3) 介護に関すること

(4) その他平穏な日常生活を送るために必要な事項と市長が判断したもの

2 前項各号の支援は、犯罪被害があつてから6か月を過ぎた場合にはこれを行うことができない。

3 第1項各号に掲げる支援の日数は、それぞれの支援の日数を通じて90日以内とする。

4 市長は、第1項各号に掲げる支援の全部又は一部を委託することができる。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年3月30日規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成31年4月26日規則第32号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、調整して使用することができる。

附 則(令和5年3月29日規則第28号)

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の第6条及び第8条の規定は、この規則の施行の日以後に提出された藤枝市犯罪被害者等支援条例施行規則第8条第1項の申請について適用する。

資料7 藤枝市 犯罪被害者等支援推進委員会

藤枝市犯罪被害者等支援推進委員会設置要領

(設置)

第1条 藤枝市は、犯罪被害者及びその家族又は遺族（以下「犯罪被害者等」という。）の支援を推進する目的で、藤枝市犯罪被害者等支援推進計画（以下「計画」という。）を策定し、犯罪被害者等支援に関する情報共有、調査研究、協議等を行うために、藤枝市犯罪被害者等支援推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次掲げる事務を所掌する。

- (1) 藤枝市犯罪被害者等支援推進計画の策定に関すること
- (2) 犯罪被害者等支援に関する情報共有、調査研究、協議等

(組織)

第3条 委員会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、市民協働部長をもって充てる。

3 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市民協働部長
- (2) 課税課長
- (3) 納税課長
- (4) 市民相談センター所長
- (5) 男女共同参画・多文化共生課長
- (6) 市民課長
- (7) 福祉政策課長
- (8) 障害福祉課長
- (8) 児童課長
- (9) 子ども・若者支援課長
- (10) 介護福祉課長
- (11) 地域包括ケア推進課長
- (12) 国保年金課長
- (13) 建築住宅課長
- (14) 教育政策課長
- (15) 岡部支所長
- (16) 藤枝警察署警務課長
- (17) 静岡県犯罪被害者支援センター専務理事
- (18) 協働政策課長
- (19) 交通安全・地域安全課長

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、1年とする。ただし、4月1日以降に委員長又は委員になったときは、翌年の3月31日までとする。

(委員長の職務)

第5条 委員長は会務を総理し、委員会を代表する。

2 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は委員長が必要に応じ招集し、その議長となる。

2 会議には、委員のほか、委員を代理する者が出席できるものとする。

(作業部会)

第7条 委員会は、第2条に規定する所掌事務について必要な調査又は検討等を行うため、作業部会を設置する。

2 作業部会には部会長を置き、部会長が必要に応じ対象となる部会員を招集し、開催するものとする。

3 部会長は、交通安全・地域安全課長をもって充てる。

4 部会員は、計画策定に係る部署の係長相当職をもって充てる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、交通安全・地域安全課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要領は、平成29年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。

藤枝市犯罪被害者等支援推進委員会 名簿

(R4.4.1 現在)

		役 職	氏 名
1	委員長	市民協働部長	矢部 史子
2	委員	藤枝警察署警務課長	大前 悦民
3	委員	静岡犯罪被害者支援センター専務理事	松井 宏臣
4	委員	課税課長	藪崎 公輔
5	委員	納税課長	山本 賢二
6	委員	市民相談センター所長	岸本 倫子
7	委員	男女共同参画・多文化共生課長	高橋 昌之
8	委員	市民課長	金原 雅之
9	委員	障害福祉課長	杉村 友久
10	委員	福祉政策課長	岡村 英志
11	委員	児童課長	岡村 敏明
12	委員	子ども・若者支援課長	風間 邦男
13	委員	地域包括ケア推進課長	伊久美 佳代
14	委員	国保年金課長	堀田 寿乃
15	委員	建築住宅課長	大塚 康之
16	委員	教育政策課長	鈴木 貴繁
17	委員	岡部支所長	大石 裕己
18	委員	協働政策課長	小川 康範
19	委員	交通安全・地域安全課長	小林 仁
	事務局	交通安全・地域安全課	岡村 勝正
	事務局	交通安全・地域安全課	大塚 隆介

資料 8 藤枝警察署 被害者支援連絡協議会会則等

藤枝警察署被害者支援連絡協議会会則

(名称)

第 1 条 この会は、藤枝警察署被害者支援連絡協議会(以下「連絡協議会」という。)と称する。

(目的)

第 2 条 連絡協議会は、犯罪により被害を受けた者及びその遺族に対する支援、被害の回復・軽減及び再発防止(以下「被害者支援」という。)活動を効果的に推進することを目的とする。

(事業)

第 3 条 連絡協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 被害者支援に関する情報の交換に関すること。
- (2) 被害者支援に関する協力・共助に関すること。
- (3) 被害者支援に関する研究、研修及び広報に関すること。
- (4) その他被害者支援に関すること。

(構成員)

第 4 条 連絡協議会は、会長、副会長及び会員をもって構成し、それぞれ別表に掲げるものをもって充てる。

(顧問)

第 5 条 連絡協議会に顧問を置くことができる。

(運営)

第 6 条 連絡協議会は、会長が必要に応じて招集し、議事を主宰する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、連絡協議会への出席を求めることができる。

(事務局)

第 7 条 協議会の事務局は、藤枝警察署警務課に置く。

附 則

この会則は、平成 12 年 11 月 22 日から施行する。

この会則は、平成 17 年 6 月 24 日から施行する。

藤枝警察署被害者支援連絡協議会構成員

役 員	職 名
会 長	藤枝警察署長
副 会 長	藤枝駿府病院長
	鈴木レディースクリニック院長
委 員	中部健康福祉センター副支部長兼福祉課長
	藤枝市市民協働部交通安全・地域安全課長
	藤枝市子ども未来応援局子ども・若者支援課長
	藤枝市市民相談センター所長
	藤枝商工会議所専務理事
	藤枝警察署副署長
	同 会計課長
	同 生活安全課長
	同 地域課長
	同 刑事課長
	同 交通課長
	同 警備課長
	同 少年サポートセンター
事 務 局	藤枝警察署警務課長
	同 警務課相談係長

◎ 支援対象事件

① 刑事事件関係

殺人、強盗致傷、強盗強姦、強盗致死、強姦、強制わいせつ、準強姦、
強制わいせつ等致死傷、傷害致死、傷害（全治1か月以上）等

② 交通事故事件

死亡事故、重傷事故、ひき逃げ事件等

第 2 次藤枝市犯罪被害者等支援推進計画

令和 5 年 3 月

発行・編集 藤枝市役所 市民協働部 交通安全・地域安全課
〒426-8722 静岡県藤枝市岡出山 1 丁目 11 番 1 号
電話 054 (631) 5553